

公告第850号

理事長選挙の投票を行わないことについて

令和3年4月7日に執行される理事長選挙については、理事長候補者が選挙せられるべき理事長の定数を超えないため投票は行いません。

よって、理事及び理事長選挙執行規程第12条の規定により公告します。

理事長選挙の選挙すべき理事長の数は1名で、立候補者数が1名と選挙すべき理事長の定数を超えないため、理事及び理事長選挙執行規程により無投票選挙となります。
なお、当選理事長は別途公告いたします。

令和3年4月5日

選挙長 森本 隆久